

おばこく通信

平成28年 9月26日発行

国土交通省 山形河川国道事務所 尾花沢国道維持出張所
TEL 0237-23-2521 / FAX 0237-23-2523
尾花沢国道維持出張所HPアドレス <http://www.thr.mlit.go.jp/yamagata/syucho/obaji/>

道路に関するご意見
やご質問、出張所通
信の感想など、どんど
んお寄せ下さい！

⚠ 違法な車両の排除に向けて ⚠

～ 特殊車両の取り締まりを実施しました ～

9月13日（火）、古口検測所（戸沢村大字古口）において特殊車両の取り締まりを実施しました。
この日は、1台の違反車両（許可書不携帯）があり、適正な運行の指導を行いました。



重量の測定



重量を測定するマットスケール



車体の高さ・長さ・幅を測定

特殊車両とは・・・？

- ・道路は一定の規格の車両が安全・円滑に通行できるように造られており、この規格を超える車両のことを「特殊車両」といいます。
- ・特殊車両は、原則として、道路を通行できないことになっています。
- ・特殊車両が、やむを得ず道路を通行しなければならない場合には、「**特殊車両通行許可**」が必要となります。また、通行する道路も制限を受けます。

道路が傷んで
しまいます！

「無許可」や「許可内容違反」の車両が通行すると・・・

- ・舗装の寿命を縮める等、道路へ悪影響を及ぼします！
- ・上空を横断する橋梁に衝突するなどの**重大事故**を引き起こすことも！

当出張所では違反車両の指導・取締りを行い、ドライバー及び事業者への法令遵守の意識向上を促すとともに、道路の保全及び交通の危険防止に取り組んでいます。